

# 府中市子どもの社会貢献活動体験事業奨励金交付要綱

令和6年3月28日

府中市要綱第32号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの社会貢献活動の体験を促進するため、当該社会貢献活動の体験機会を提供する催しを企画し、運営する市民活動団体等に対し、府中市子どもの社会貢献活動体験事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「子ども」とは、満18歳に達するまでの者をいう。

## (奨励金の交付)

第3条 奨励金は、別表に定める社会貢献活動を体験することのできる催しで、次に掲げる要件の全てを満たすものを企画し、運営する団体に対し、交付する。

- (1) 不特定多数の子どもの参加が可能であること。
- (2) 市内に在住する子どもが10人以上参加していること。
- (3) 市が指定する方法で参加者を募集すること。
- (4) 催しの様子を写真で撮影すること。
- (5) 参加者を対象とした催しに関するアンケート（市長が指定する質問内容を含む。）を実施すること。
- (6) 奨励金を除き、当該催しについて国、地方公共団体等による補助の対象でないこと。
- (7) 政治活動又は宗教活動を行うおそれがないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体でなければならない。

- (1) 定款、規則、会則その他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有すること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

(3) 公序良俗に反しないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、催し1件につき3万円とし、同一の団体に対する交付は年度内に2回までとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、第3条第1項に規定する催しの実施前及び実施後において、市長に対し、奨励金の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請において交付の対象となる催しは、申請1回につき1件とする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、既に奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による奨励金の交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) 奨励金を他の用途に使用したとき。

(3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(様式)

第8条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条)

社会貢献活動の種類

保健、医療又は福祉の増進を図る活動
社会教育の推進を図る活動
まちづくりの推進を図る活動
観光の振興を図る活動
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
環境の保全を図る活動
災害救援活動
地域安全活動
人権の擁護又は平和の推進を図る活動
国際協力の活動
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
子どもの健全育成を図る活動
情報化社会の発展を図る活動
科学技術の振興を図る活動
経済活動の活性化を図る活動
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
消費者の保護を図る活動
この表に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動